

広島県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十八年
広島県告示第百四十六号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三原市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・五〇七号円一皆実線及び三・五・五一五号宮沖和田線

三 事業施行期間

平成八年十二月二日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし